

令和5年第1回（2月）

県央地域広域市町村圏組合議会定例会

会 議 録

県央地域広域市町村圏組合

令和5年第1回（2月）県央地域広域市町村圏組合議会定例会

1 場 所 諫早消防署 4階大会議室 諫早市鷺崎町221番地1

2 会 期 令和5年2月2日（1日）

3 会期日程表

月	日	曜	種 別	内 容
2	2	水	定 例 会	開会、会期決定、会議録署名議員の指名、議案上程、説明、審議、討論、採決、一般質問、閉会

4 付議事件表

番 号	審議方法	事 件 名	議決月日	結 果
		会期決定の件	2月2日	2月2日の1日と決定
		会議録署名議員の指名について	2月2日	佐藤義隆君 松尾文昭君 指 名
議 案 第1号	本 会 議	専決処分の承認を求めることについて 「職員の育児休業等に関する条例の一部を 改正する条例」	2月2日	承 認
議 案 第2号	本 会 議	「県央地域広域市町村圏組合個人情報の保 護に関する法律施行条例」	2月2日	原 案 可 決
議 案 第3号	本 会 議	「地方公務員法の一部を改正する法律の施 行等に伴う関係条例の整備に関する条例」	2月2日	原 案 可 決
議 案 第4号	本 会 議	「県央地域広域市町村圏組合人事行政の運 営等の状況の公表に関する条例」	2月2日	原 案 可 決
議 案 第5号	本 会 議	「県央地域広域市町村圏組合職員の給与に 関する条例の一部を改正する条例」	2月2日	原 案 可 決
議 案 第6号	本 会 議	「令和4年度県央地域広域市町村圏組合一 般会計補正予算（第1号）」	2月2日	原 案 可 決

議案第7号	本会議	「令和5年度県央地域広域市町村圏組合一般会計予算」	2月2日	原案可決
議員提出議案第1号	本会議	「県央地域広域市町村圏組合議会の個人情報保護に関する条例」	2月2日	原案可決

5 一般質問発言順序及び発言要旨

月日	質問者	質問要旨		ページ
2月2日	岩竹 洋一 議員	1	<p>1 県央消防本部における救急転院搬送件数の推移と、今後の対応について</p> <p>救急搬送件数の増加に伴い、平成28年3月31日付消防救第34号・医政発0331第48号「転院搬送における救急車の適正利用の推進について」により、緊急性の乏しい転院搬送については抑制を促しているところである。</p> <p>さらにコロナ禍において救急医療が逼迫する中で県央消防本部の転院搬送の救急件数の推移と今後の留意点について問う。</p> <p>2 PA連携の拡大について</p> <p>PA連携の現状と、今後の拡大に向けての取り組みについて問う。</p>	29
	中野 太陽 議員	2	<p>1 ドローンについて</p> <p>(1) ドローンを使用する際の必要人員は。</p> <p>(2) ドローンのオペレーター（操縦士）はどの程度の人数を揃える予定か。</p> <p>(3) 男女問わず資格を取得できるか。</p>	33

	<p>山北 正久 議 員</p>	<p>3</p>	<p>2 火災が増加している状況について</p> <p>(1) 火災の主な出火原因は。</p> <p>(2) 火災が発生した出火世帯の年齢層に高齢化は関係しているのか。</p> <p>(3) 火災予防が大切だと考えるが、今後どのような周知活動を考えているか。</p> <p>3 職員の定数について</p> <p>(1) 消防職員の定数の根拠は何か。</p> <p>(2) 自然災害や火災などの増加に加え、専門性や多様性が求められる中で、その対応に向けた職員数を増やす考えはないか。</p> <p>1 救急運営事務と搬送業務について</p> <p>年毎に救急搬送業務を取りまく環境は複雑多岐にわたり、利用者たる国民の様々な問題が、マスコミを初めとする報道機関で取りざたされており、総務省消防庁も全国の自治体を通じて、対策を講じているが、県央消防本部管内の実態は如何なものか、また、搬送事案の推移について等質問する。</p> <p>2 県央消防本部管内の自主防災組織と消防団の連携について</p> <p>(1) 管内における消防団と自主防災組織との連携は極めて重要性があると言われている、特に近年予測できない災害等が各地で頻発しており、顔の見える関係づ</p>	<p>39</p>
--	----------------------	----------	--	-----------

			<p>くりの構築が叫ばれているが、如何な状況か。</p> <p>(2) 管内の各種「防火クラブ」結成状況と活動状況について</p> <p>(3) 住宅用火災警報器の設置状況と普及について</p> <p>3 「ジュニア救命士」の養成について</p> <p>小学校5・6年生を対象とした「ジュニア救命士」の講習会が先進地において、教育委員会との連携で実施されているが、管内においては如何なものか。</p>	
--	--	--	---	--

○ 出席議員（14名）

1 番 岩 竹 洋 一 君
2 番 谷 澤 和 浩 君
3 番 永 尾 典 嗣 君
4 番 福 田 美 子 君
5 番 田 川 伸 隆 君
6 番 松 本 正 則 君
7 番 中 野 太 陽 君
8 番 山 北 正 久 君
9 番 野 島 進 吾 君
10 番 松 尾 祥 秀 君
11 番 竹 森 学 君
12 番 佐 藤 義 隆 君
13 番 松 尾 文 昭 君
15 番 林 田 直 記 君

○ 欠席議員（1名）

14 番 村 崎 浩 史 君

○ 説明のため出席した者

管 理 者 大久保潔重 君
副管理者 園田 裕史 君
副管理者 金澤秀三郎 君
監査委員 江嶋多鶴子 君
事務局長 北島 淳二 君
消 防 長 城下 和美 君
次長兼諫早消防署長 富岡 正英 君
次長兼消防総務課長 溝口 康二 君
総務課長 牛嶋 広輝 君
大村消防署長 一瀬 修 君
小浜消防署長 橋本 憲和 君
予防指導課長 平野 真也 君
警防救急課長 増田 里己 君

○ 議会関係出席者

書記長 牛嶋 広輝 君
書 記 三丸 大作 君
書 記 柳谷 隆幸 君

○議長（林田直記君）

皆さま、こんにちは。

ただいまから、令和5年第1回 県央地域広域市町村圏組合議会定例会を開会いたします。

今期定例会に説明員の出席を求めましたので、御報告いたします。

議事日程につきましては、お手元に配付しております日程表により取り計らいたと思いますので、御了承ください。

なお、写真撮影の申し出がっておりますので、御了承ください。

これより議事に入ります。

日程第1、「会期決定の件」を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日1日といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（林田直記君）

異議ありませんので、会期は本日1日と決定いたしました。

次に、日程第2、「会議録署名議員の指名について」を議題といたします。

今期定例会の会議録署名議員に、12番 佐藤義隆議員、13番 松尾文昭議員を指名いたします。

○議長（林田直記君）

ここで、管理者より発言の申し出がおりますので発言を求めます。

○管理者（大久保潔重君）

皆さんこんにちは。本日ここに、令和5年第1回組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には御健勝にて御出席を賜り、厚くお礼申し上げます。

本組合は、昭和46年4月に現在の諫早市、大村市、雲仙市の圏域にあたる2市10町で設立され、翌年の昭和47年4月から常備消防・救急事務を、昭和49年4月から不燃性廃棄物中間処理事務を共同処理事務として開始しておりますが、両事務とも長年に渡って構成市と連携しながら、圏域住民の皆さま方の安全安心と生活環境の向上を図るべく努めているところでございます。

引き続き議員各位の御理解とお力添えを賜りたいと存じます。

さて、現在も猛威を振るう新型コロナウイルス感染症についてですが、国内で初めての感染が確認されてから3年が経過しました。

これまでの県内の感染者数は30万人を超え、県民のおよそ4人に1人が感染した割合になっております。現在も第8波の中ではありますが、住民生活を維持するために不可欠な業務を担当する本組合としましては、職員の感染防止を一層徹底し、体制の維持に努めて参る所存でございます。

また、近年は自然災害が各地で多発し、激甚化、頻発化が懸念されるなど地域防災を取り巻く環境は、さらに厳しさを増しております。

昨年9月には大型で猛烈な台風14号が長崎県に接近いたしました。災害の発生前に県内全ての市町に災害救助法の適用が決定され、圏域3市とも早い段階で避難指示を発令するなどの対応に当たりました。

また、先月24日には、10年に1度と言われる最強寒波の影響で県内の広い範囲で積雪が観測されました。

特に、諫早市多良見町の国道207号、大村市岩松町から諫早市小船越町間の国道34号では、数百台に及ぶ立ち往生車両等により交通障害が発生いたしました。幸いにしていずれも重大な人的被害には至りませんでした。昨今の気象状況においては、自然災害が、いつ、どこで発生してもおかしくないような状態にあると言えます。

このような事から、常備消防機関として、複雑、多様化する様々な災害に適切に対応できる能力の維持・向上のため、引き続き訓練に努めてまいります。

庁舎建設につきましては、老朽化が進んでいる高来分署及び小浜消防署の新築移転について、所在市と連携し着実に手続きを進めている状況でございます。

また、消防職員定数の見直しにつきましては、令和5年度中の改正に向けて、圏域における消防・救急業務のあり方を踏まえ、組合及び構成市で検討を重ね進めているところでございます。

消防車両につきましては、更新基準を見直し、令和5年度においては、多良見分署、久原分署配備の高規格救急自動車、小浜消防署配備の査察広報車の更新を計画しております。また、設備機器につきましては、携帯警報器を配備するなど、職員の安全管理に充実を図りつつ、施設、装備、技術のすべての面において、圏域住民の期待に応えられるよう配備していきたいと考えております。

次に、令和4年の火災・救急の概況でございますが、火災件数につきましては、昨年より24件多い95件となっております。特に「その他の火災」が前年と比較して、20件増加しております。

火災での人的被害では、死者が8人、負傷者は13人で、この死者数は、県央消防本部発足以来、平成18年の14人、昭和58年の9人に次ぐ多さでありました。このことか

ら、これまで以上に火災予防の広報や普及活動の強化に努めてまいりたいと考えております。

救急出動件数につきましては、昨年より1,583件の増となる1万2,247件で、平成27年から8年連続で1万件を超えております。

搬送人員につきましては、昨年より1,358人増の1万1,431人となっています。

年代別の搬送者数は、65歳以上の高齢者が7,266人で全体の64%を占めており、今後も高齢者の占める割合が、ますます高くなるものと思われま

す。また、傷病程度別の搬送者で見ますと、入院を必要としない軽症者の搬送が、全体の33%を占める状況でございました。適正な救急車の利用につきましても、引き続き広報活動等を通じ、周知を図ってまいりたいと思っております。

次に、不燃性廃棄物の処理業務でございます。新型コロナウイルス感染症対策による外出自粛などにより、空き缶、空き瓶、粗大ごみの増加が続いておりましたが、最近では落ち着きを見せております。引き続き搬入ごみのリサイクル率の向上に努めてまいります。

不燃物中間処理施設である県央不燃物再生センターにつきましては、平成6年4月の稼働から28年が経過しております。

令和3年度から、施設総合管理計画に基づいて設備機器の更新や補修を行い、施設の長寿命化に取り組んでおりますが、引き続き委託先事業者とともに施設の適正な維持管理、運営を図ってまいります。

諫早市、雲仙市におきましては、住人の皆さまに更なるごみの減量化と分別の周知・徹底に取り組んでいただきますようお願いいたします。

本会議に提案いたしましております令和5年度当初予算案を初め、諸議題につきましては、事務局長から説明をいたします。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます、私からの挨拶とさせていただきます。本日は、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（林田直記君）

次に、日程第3、議案第1号 専決処分の承認を求めることについて「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○事務局長（北島淳二君）

議案第1号 「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」について御説明申し上げます。

本案は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、「職員の育児休業等に関する条

例の一部を改正する条例」を専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、御承認をお願いするものでございます。

本条例は、妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援のため、国家公務員の改正内容に準じ、令和4年10月1日から施行する必要がある項目につきまして、本条例の一部を改正し、専決処分を行ったものでございます。

議案の説明につきましては、「議案第1号資料」2分の2に沿って御説明いたします。

まず、改正に至る背景といたしましては、妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援のため、令和3年6月に、主に民間労働者を対象とした育児休業、介護休業等育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律が公布され、段階的に施行されております。

国家公務員及び地方公務員につきましても、育児休業に関する法律等の改正により同様の見直しがなされ、本組合におきましても令和4年3月に、同年4月1日から施行する必要がある項目につきまして、本条例の一部を改正したところでございます。

今回、10月1日から施行される主な改正点といたしましては、1点目が、「育児休業の取得回数制限の緩和」でございまして、これは育児休業の取得回数が現行の「原則1回」から「原則2回」に緩和され、また子の出生日から8週間以内は「産後休暇中」に当たりますが、その期間に夫である配偶者が取得する育児休業、いわゆる「産後パパ育休」の取得回数につきましても、現行の1回から2回に緩和されるものでございます。

裏面をお開きください。

2点目が、「非常勤職員の育児休業の取得の柔軟化」でございます。

主な改定内容といたしましては、非常勤職員の「産後パパ育休」の取得要件である任期の期間を短縮するとともに、非常勤職員の育児休業の取得について、夫婦交代での取得を可能にするなど、取得の柔軟化を図るものでございます。

施行期日につきましては、令和4年10月1日といたしております。

以上で、議案第1号についての説明を終わらせていただきます。よろしく御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（林田直記君）

これより議案第1号に対する質疑に入ります。

（「なし」と言う者あり）

○議長（林田直記君）

なければ、これをもって質疑を終結し、討論に入ります。

(「なし」と言う者あり)

○議長（林田直記君）

なければ、これをもって討論を終結し、採決いたします。

議案第1号「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」は、原案どおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長（林田直記君）

異議ありませんので、議案第1号は、原案どおり承認されました。

次に、日程第4、議案第2号「県央地域広域市町村圏組合個人情報保護に関する法律施行条例」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○事務局長（北島淳二君）

議案第2号「県央地域広域市町村圏組合個人情報保護に関する法律施行条例」について、御説明申し上げます。

本案は、「個人情報保護に関する法律」の改正を受けまして、条例で規定する事項を全面的に見直す必要があるため、現行の「県央地域広域市町村圏組合個人情報保護条例」を全部改正しようとするものでございます。

議案の説明につきましては、「議案第2号資料」に沿って、御説明いたします。

個人情報保護法改正の背景でございますが、資料の2「個人情報保護制度のイメージ図」を御覧ください。

「現行」の欄になりますが、これまで、個人情報保護制度は、民間事業者、国の行政機関、地方公共団体など、制度を実施する主体によって適用される法令が異なっており、デジタル社会の進展による官民の枠を超えたデータの利活用が一般化する中での弊害が指摘されておりました。

このことから、令和3年に個人情報保護法が改正され、「改正後」の欄にありますように、すべての実施主体が「個人情報保護法」の適用に一本化され、国と民間事業者は令和4年4月1日から、地方公共団体については、条例改正が必要となりますので、令和5年4月1日から施行することとなったものでございます。

条例案の主な改正内容でございますが、「本条例に規定すべき事項」と、「改正個人情報保護法に包含される事項」につきまして、それぞれ下段の表に記載しております。

それでは、戻りまして、条例案の概要について御説明申し上げます。

議案第2号の1ページをお開きください。

第1条は趣旨規定、第2条は定義規定でございます。

第3条は、個人情報取扱事務台帳への登録等について規定しております。

2ページを御覧ください。

第4条から第9条までは、個人情報の開示請求や訂正請求の手續や手数料等について規定しております。

第10条から第21条までは、審査会の設置、所掌事務及び調査権限等について規定しております。

7ページを御覧ください。

第22条は、施行状況の公表、第23条は規則への委任規定、第24条は罰則規定でございます。

附則でございますが、第1条として、この条例は令和5年4月1日から施行することとしております。

附則第2条から第4条までは、改正前の「県央地域広域市町村圏組合個人情報保護条例」に関する経過規定でございます。

附則第5条は、「県央地域広域市町村圏組合情報公開条例」の一部改正、第6条は、暫定措置として当分の間、審査会を設けず、「諫早市情報公開・個人情報保護審査会」に委託するものでございます。

以上で、議案第2号についての説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（林田直記君）

これより議案第2号に対する質疑に入ります。

（「なし」と言う者あり）

○議長（林田直記君）

なければ、これをもって質疑を終結し、討論に入ります。

（「なし」と言う者あり）

○議長（林田直記君）

なければ、これをもって討論を終結し、採決いたします。

議案第2号「県央地域広域市町村圏組合個人情報保護に関する法律施行条例」は、原案どおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長（林田直記君）

異議ありませんので、議案第2号は、原案どおり可決されました。

次に、日程第5、議案第3号「地方公務員法の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整備に関する条例」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○事務局長（北島淳二君）

議案第3号「地方公務員法の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整備に関する条例」について、御説明申し上げます。

本案は、「地方公務員法」の一部改正により、地方公務員の定年延長制度が令和5年4月1日から開始されることに伴い、本組合の関係する条例につきまして、所要の改正を行おうとするものでございます。

議案の説明につきましては、「議案第3号資料」に沿って、御説明いたします。

議案第3号資料を御覧ください。

まず、定年延長制度の経緯でございますが、国におきましては、平均寿命の伸張や少子高齢化の進展を踏まえ、豊富な知識経験等を有する高齢期の職員に最大限活躍してもらうために、国家公務員法等の一部改正により、現行の60歳定年を段階的に65歳まで引上げるものとされました。

地方公務員の定年につきましても、「地方公務員法」において同様の改正がなされるとともに、条例に規定すべき事項につきましては、国家公務員を基準として定めることとされているため、今回、関係条例につきまして整備条例として改正するものでございます。

定年引上げの概要でございますが、大きく5項目を挙げております。

① の定年の段階的引上げでございますが、国家公務員に準じ、定年年齢を65歳に、令和5年度から2年に1歳ずつ段階的に引上げるものでございます。

② の管理監督職上限年齢制、いわゆる「役職定年制」の導入でございますが、これは、60歳に達した管理職手当の支給を受ける職員の管理監督職を管理監督職以外の職に降任させる制度でございます。

③ の60歳に達した職員の給料月額、当分の間、60歳時点の給料月額の7割水準に設定するものでございます。

④ の60歳に達した職員の退職手当は、定年引上げに伴い、給料が減額される職員に対し、退職手当の基本額の特例を国家公務員と同様に適用するものでございます。

次に資料の裏面を御覧ください。

⑤ の高齢期における多様な職業生活設計の支援は、本人の希望により、短時間の職に採用することができる「定年前再任用短時間勤務制」を導入しようとするものでございます。

定年引上げに伴い、改正等が必要となる条例の一覧でございます。

「県央地域広域市町村圏組合職員の定年等に関する条例」を含め、8つの関係条例を改正又は廃止しようとするものでございます。

主な改正内容につきましては、表の右欄に記載のとおりでございます。

それでは、条例案の概要について御説明申し上げます。

戻りまして、議案第3号の1ページをお開きください。

第1条は、「県央地域広域市町村圏組合職員の定年等に関する条例」の一部改正でございます。

今回の定年延長制度の導入に伴い、第1章総則から第5章雑則までの章立ての構成といたしております。

次に、8ページを御覧ください。

第2条は、「県央地域広域市町村圏組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例」の一部改正、第3条は、「県央地域広域市町村圏組合職員の給与に関する条例」の一部改正、13ページの第4条は、「県央地域広域市町村圏組合職員の退職手当に関する条例」の一部改正、16ページの第5条は、「県央地域広域市町村圏組合職員の旅費に関する条例」の一部改正、第6条は、「職員の育児休業等に関する条例」の一部改正、17ページの第7条は、「県央地域広域市町村圏組合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例」の一部改正でございまして、第8条の「職員の再任用に関する条例」は、制度改正により廃止することといたしております。

最後に、附則でございますが、附則第1条におきまして、この条例は、令和5年4月1日から施行することといたしておりますが、令和5年度に60歳に達する職員への情報提供や勤務意志の確認に関する規定は、公布の日から施行することといたしております。

また、18ページの附則第2条から28ページの附則第17条までが、関係条例の経過規定、附則第18条は、規則への委任規定でございます。

以上で、議案第3号についての説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（林田直記君）

これより議案第3号に対する質疑に入ります。

○山北正久議員

いよいよ4月から定年延長が始まるという事で、県央組合の該当者数を教えていただきたい。

○事務局長（北島淳二君）

今年度につきましては、5名の方が退職されます。4月1日からこの条例が施行しますので、その対象にはならないという事になります。その後になりますが、4月1日以降の定年退職者が当分の間おりません。11年間定年退職者が出てこないという状態でございます。

○山北正久議員

そうすると大村市、諫早市、雲仙市の3市でやっているわけですが、該当者が10年間1人もいないという事ですか。

はい。分かりました。

○議長（林田直記君）

他に、ございませんか。

なければ、これをもって質疑を終結し、討論に入ります。

（「なし」と言う者あり）

○議長（林田直記君）

なければ、これをもって討論を終結し、採決いたします。

議案第3号「地方公務員法の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整備に関する条例」は、原案どおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（林田直記君）

異議ありませんので、議案第3号は、原案どおり可決されました。

次に、日程第6、議案第4号「県央地域広域市町村圏組合人事行政の運営等の状況の公

表に関する条例」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○事務局長（北島淳二君）

議案第4号「県央地域広域市町村圏組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」について、御説明申し上げます。

本案は、「地方公務員法」第58条の2の規定に基づき、人事行政運営の公平性、透明性を高める観点から、県央地域広域市町村圏組合職員の人事行政の運営等の状況の公表について、必要な事項を定めようとするものでございます。

議案1ページをお開きください。

第1条は趣旨規定、第2条は報告の時期を定めたものでございます。

第3条は、人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項を定めております。

第4条は、長崎県人事委員会への照会及び報告、第5条は、第4条に基づく長崎県人事委員会からの報告事項を定めております。

第6条及び第7条は、報告事項の公表及び公表の方法について定めております。

第8条は、委任規定でございます。

最後に、附則でございますが、この条例は、令和5年4月1日から施行することといたしております。

以上で、議案第4号についての説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（林田直記君）

これより議案第4号に対する質疑に入ります。

（「なし」と言う者あり）

○議長（林田直記君）

なければ、これをもって質疑を終結し、討論に入ります。

（「なし」と言う者あり）

○議長（林田直記君）

なければ、これをもって討論を終結し、採決いたします。

議案第4号「県央地域広域市町村圏組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」は、原案どおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長（林田直記君）

異議ありませんので、議案第4号は、原案どおり可決されました。

次に、日程第7、議案第5号「県央地域広域市町村圏組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○事務局長（北島淳二君）

議案第5号「県央地域広域市町村圏組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」について、御説明申し上げます。

本案は、本年度の人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じ、本組合職員の給与を改定しようとするものでございます。

議案の説明につきましては、「議案第5号資料3分の3」に沿って、御説明いたします。

令和4年度の給与改定の概要でございますが、一般職の職員の給料につきましては、初任給を含む若年層の給料月額の上上げを行い、平均で0.3%の上上げを行うものでございます。

勤勉手当につきましては、その支給割合を0.1月分引き上げるものでございまして、給料及び勤勉手当ともに、令和4年4月1日に遡及して適用しようとするものでございます。

それでは、条例案の概要について御説明申し上げます。

戻りまして、議案第5号の1ページをお開きください。

第1条は、職員の給与に関する条例の一部改正でございまして、1ページが勤勉手当の支給割合の改正、2ページから10ページまでが給料表の全部改正でございます。

次に、11ページをお開きください。

第2条は、職員の給与条例につきまして、令和5年度に支給する勤勉手当の支給割合について改正しております。

最後に、附則でございまして、附則第1条第1項において、この条例は、公布の日から施行することといたしておりますが、令和5年度に支給する期末手当及び勤勉手当の改正につきましては、令和5年4月1日から施行することといたしております。

附則第1条第2項並びに第2条は経過規定、第3条は委任規定でございまして、

以上で、議案第5号についての説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（林田直記君）

これより議案第5号に対する質疑に入ります。

（「なし」と言う者あり）

○議長（林田直記君）

なければ、これをもって質疑を終結し、討論に入ります。

（「なし」と言う者あり）

○議長（林田直記君）

なければ、これをもって討論を終結し、採決いたします。

議案第5号「県央地域広域市町村圏組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」は、原案どおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（林田直記君）

異議ありませんので、議案第5号は、原案どおり可決されました。

次に、日程第8、議案第6号「令和4年度県央地域広域市町村圏組合一般会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○事務局長（北島淳二君）

議案第6号「令和4年度県央地域広域市町村圏組合一般会計補正予算（第1号）」について、御説明申し上げます。

本案による歳入歳出予算の補正は、第1条に記載しておりますとおり、歳入歳出それぞれ1億5,803万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ39億63万2千円にしようとするものでございます。

第2条の繰越明許費につきましては、4ページをお開きください。

第2表、繰越明許費でございませぬ。

令和5年度への繰越しが見込まれます4款1項 消防費、車両管理事務1億8,691万8千円及び消防庁舎建設事業1億2,109万4千円を計上するものでございます。

次に、第3条の地方債の補正につきましては、5ページをお開きください。

第3表、地方債補正でございます。

起債の目的欄に記載しております消防施設整備事業費の起債の限度額につきまして、補正前1億3,990万円から1,270万円を減額補正し、補正後の限度額1億2,720万円とするものでございます。

1ページに戻りまして、次に第4条の組合経費の負担の補正でございます。6ページの第4表 市別負担額表を御覧ください。

高速国道救急業務特別負担金は、高速道路株式会社から高速道路の救急業務を実施した自治体に対し財政措置が行われておりますが、この負担金の額が確定したことから、負担金の額を補正するものでございます。

また、市単年度特別負担金の雲仙市分につきましては、雲仙分駐所に配備予定の梯子付き消防自動車の購入経費が確定しましたので、負担金の額を補正するものでございます。

それでは、補正予算の内容につきまして、御説明いたします。

はじめに、歳出から御説明いたします。

13ページをお開きください。

2款 総務費は、1目 一般管理費の24節 積立金に1,000万円を増額補正するものでございます。

内訳といたしましては、令和3年度の繰越金を財源として「消防施設整備基金」に積み立てるものでございます。

14ページ、3款 衛生費は、1目 塵芥処理費の24節 積立金に5,000万円を増額補正するものでございます。

内訳といたしましては、令和3年度の繰越金を財源として「不燃物施設整備基金」に積み立てるものでございます。

15ページ、4款 消防費は、1目 消防運営費の24節 積立金に1億円を増額補正するものでございます。

内訳といたしましては、令和3年度の繰越金を財源として「消防施設整備基金」に積み立てるものでございます。

2目 消防施設費につきましては、17節 備品購入費に係る事業費の確定により、196万3千円の減額補正となるものでございます。

続きまして、歳入について御説明いたします。

予算書は7ページをお開きください。

上段の歳入の欄を御覧ください。

歳入につきましては、先ほど御説明いたしました歳出額の確定及び事業の変更等に伴って負担金、繰入金及び繰越金等について補正と財源更正を行うものでございます。

総額は、1億5,803万7千円の増額でございます。

内訳といたしましては、負担金で414万9千円の減、国庫支出金で1,269万8千円の増、繰入金で20万1千円の減、繰越金で1億6,238万9千円の増、組合債で1,270万円の減となっております。

最後に、予算書16ページは、地方債の年度末見込み額の補正調書でございます。

続きまして、議案第6号資料を御覧ください。

ただいま説明をいたしました事業費や負担金の内訳を添付いたしております。

また、資料の5ページには基金の一覧表を掲載しております。

上から「財政調整基金」、「退職手当基金」、「施設整備基金」となっており、今回の補正で、計1億6千万円を積立てることにより、令和4年度末現在高の合計額は、約15億3,586万円の見込みとなっております。

以上で、議案第6号についての説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜り、御承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長（林田直記君）

これより議案第6号に対する質疑に入ります。

（「なし」と言う者あり）

○議長（林田直記君）

なければ、これをもって質疑を終結し、討論に入ります。

（「なし」と言う者あり）

○議長（林田直記君）

なければ、これをもって討論を終結し、採決いたします。

議案第6号「令和4年度県央地域広域市町村圏組合一般会計補正予算（第1号）」は、原案どおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（林田直記君）

異議ありませんので、議案第6号は、原案どおり可決されました。

次に、日程第9、議案第7号「令和5年度県央地域広域市町村圏組合一般会計予算」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○事務局長（北島淳二君）

議案第7号「令和5年度県央地域広域市町村圏組合一般会計予算」について、御説明いたします。

予算書の1ページをお開きください。

第1条に記載いたしておりますとおり、予算の総額を歳入歳出それぞれ32億3,853万円に定めようとするものでございます。

第2条の債務負担行為は、4ページの第2表「債務負担行為」を御覧ください。

高来分署建設事業で、期間は令和6年度、限度額は2億2,767万円と定めるものです。

第3条の地方債につきましても、5ページの第3表「地方債」を御覧ください。

起債の目的は、消防車両等整備事業で限度額は6,240万円、高来分署庁舎建設事業で限度額は1億3,440万円、起債の方法、利率及び償還の方法を記載のとおり定めております。

令和5年度は、高規格救急自動車の購入及び消防庁舎建設事業の財源とするものでございます。後ほど資料で御説明申し上げます。

1ページにお戻りください。

第4条の一時借入金、借入れの最高額を2億円と定めるものでございます。

第5条の組合経費の負担につきましても、6ページの第4表「負担基準表」を御覧ください。

組合規約第10条第1項に規定する組合経費の負担割合を事務の区分ごとに一覧表にしたもので、この基準に基づき、各構成市別に算出した負担額を7ページと8ページの第5表「市別負担額表」のとおり定めようとするものでございます。

それでは予算の概要につきまして、別添の議案第7号資料1により御説明させていただきます。

1ページは予算の概要でございます。

予算編成に係る基本方針と当初予算額を記載しております。

当初予算額は、経常的経費と臨時的経費の合計で、32億3,853万円となり、前年度と比較いたしますと5億406万5千円、率にして13.5%の減となっております。

減額の内訳でございますが、経常的経費で3億6,114万2千円の減、臨時的経費で、

1億4,292万3千円の減となっております。

1ページの表は、経常的経費、臨時的経費の別に、款別、事業区分ごとに、令和5年度と前年度の当初予算を比較したものでございます。

経常的経費の区分ごとの主な増減理由について御説明いたします。

総務費の「事務局運営費」では、一般職給の増で59万1千円の増となっております。

衛生費の「不燃物再生センター管理運営事務」では、受電設備の機器更新業務の増などにより130万3千円の増となっております。

「残渣処理事業委託事務」は、不燃物の処理に伴い発生する最終残渣の見込量の減に伴うものでございます。

消防費の「消防本部管理事務」では、令和5年度から令和15年度までの11年間、定年退職者がいないため、退職手当積立金の一時休止等に伴い1億5,328万8千円の減となっております。

「諫早・大村・小浜署管理事務」では、西諫早分署の防火衣ロッカー更新等に伴い803万9千円の増となっております。

「職員育成事務」では、職員採用予定者装備品等の減により、303万1千円の減となっております。

「救急運営事務」では、救急出場件数の増加に伴いまして、医薬材料費、医薬品、感染防止衣等の使用回数の増などにより625万9千円の増となっております。

「通信指令運営事務」では、令和4年度の消防業務支援情報システムの更新業務等が完了したことに伴いまして、6,633万5千円の減となっております。

「車両管理事務」では、令和5年度に多良見分署及び久原分署の高規格救急自動車、小浜署の査察広報車、計3台の購入費として9,302万5千円を計上し、前年度比1億5,127万3千円の減となっております。

「資器材管理事務」では、災害現場における隊員の安全管理器具である携帯警報器の購入費として212万5千円の増となっております。

消防公債費では、車両更新に係る令和3年度借入分の元金償還が開始となりますが、平成22年度借入分等の償還が完了となりましたので、差し引き524万6千円の減となっております。

臨時的経費では、衛生費の「施設整備事務（施設改修）」で鉄用金属圧縮機取替、廃蛍光管クラッシャ更新に伴い、731万5千円の増となっております。

消防費の「消防本部管理事務」では、定年退職者がおりませんので1億1,336万4千円の減となっております。

「施設管理事務（施設改修）」では、諫早消防署防災用自家発電設備の重油交換等により315万7千円の増となっております。

「建設事業費」では、令和4年度は小浜消防署及び高来分署の建設事業として、用地の地質調査及び設計業務費 1億8,975万7千円を計上していましたが、令和5年度は高来分署建設事業費として1億5,003万円を計上しており、3,972万7千円の減となっております。

最後に、消防施設の突発的な修繕に対応するため、予備費に1,000万円を計上しております。

裏面を御覧ください。

「(3) 歳入・歳出予算の内訳」につきましては、歳入・歳出予算の款ごとの構成比率、対前年度比較及び過去3年間の当初予算額を記載しております。

「(4) 構成市負担金」につきましては、各構成市の平成30年度から令和5年度までの当初予算時の負担金額の推移を記載しております。

各構成市別の負担金につきましては、3ページの「2市別負担金」で御説明いたします。

上段が令和5年度、中段が令和4年度の負担金額、下段に増減額を記載しております。

上段の一番右の欄の「負担金総合計」の額が、令和5年度に各構成市にお願いする負担金の額でございます。

3市の負担金の合計額は、28億9,278万5,909円で、前年度と比較して、3億8,056万243円の減となっております。

各市別の負担金総額は、諫早市は、14億4,979万3,934円、大村市は、8億7,548万9,724円、雲仙市は、5億6,750万2,251円となっております。

負担金額の増減状況は下段表のとおりで、負担金の算出方法に変更はございませんので、総務負担金、衛生費負担金、消防費負担金の経常費負担金及び共通費分は、地方債の償還を含めた事業費の増減によるものでございます。

なお、消防費負担金の個別費のうち市単年度特別負担金においては、雲仙市分で令和4年度のはしご付消防自動車購入費分の負担金が減額となったものでございます。

4ページから7ページは、負担金の算出資料でございます。

4ページは、総務負担金算出表、5ページは、衛生費負担金算出表、6ページと7ページは、消防費負担金算出表で、6ページは職員配置割に係る人員調整の算出方法と経常費負担額について記載したもの、7ページは、消防費負担金の区分ごとに算出した内訳を記載したものでございます。

8ページは、起債償還表でございます。

左の借入額等一覧表のとおり、すべて消防債で、平成11年度の大村消防署庁舎分借入から令和4年度の高来分署庁舎借入分までとなっており、令和4年度末の未償還元金は、約11億8,670万円の見込みとなっております。

右の表は、令和4年度以降の起債償還一覧表でございます。

9ページは、起債償還表の内訳でございます。

左の表は、構成3市で負担していただく共通分の償還表で、右の表は、個別分の償還表でございます。

10ページは、基金の一覧表で令和5年度末現在高は、15億2,220万1,828円となる見込みでございます。

次に、議案第7号資料2の1ページをお開きください。

令和5年度当初予算説明資料について御説明申し上げます。

この資料につきましては、予算科目の費目別に予算額を前年度と比較し、事業の概要を記載したもので、1ページは、事務局総務課所管の費目でございます。

1款1項1目 議会費は、組合議会の運営に要する経費で、予算額は47万9千円、前年度比3万3千円の増でございます。

2款1項1目 一般管理費は、組合事務局の運営に要する経費で、予算額は4,663万8千円、前年度比59万1千円の増でございます。

2款2項1目 監査委員費は、監査事務の運営に要する経費で、予算額は、59万5千円、前年度比1万9千円の増でございます。

2ページから3ページは、衛生費に係る予算でございます。

3款1項1目 塵芥処理費は、不燃物処理に要する経費で、不燃物再生センターの管理運営に必要な予算でございます。

予算額は、2億7,207万8千円、前年度比9,214万円の増で、施設整備事業委託事務の増などによるものでございます。

4ページからは、消防本部に係る予算で、消防運営費、消防施設費及び建設事業費に区分しております。

4款1項1目 消防運営費は、予算額21億5,729万6千円で、前年度比3億2,265万4千円の減となっております。

「消防本部管理事務」につきましては、消防職員の人件費や消防業務全般の運営管理を行うために要する経費で、令和5年度は定年退職者がいないことによる退職手当の支出減及び退職手当基金積立金の休止による減で、前年度比2億6,665万2千円の減となっております。

主な要因は、臨時的経費における積立金(退職手当)の減などによるものでございます。

5ページの「諫早署管理事務」につきましては、諫早消防署、西諫早分署、多良見分署、飯盛分署、高来分署及び有喜機関員派出所の管理に要する経費でございます。

6ページの「大村署管理事務」につきましては、大村消防署、宮小路分署及び久原分署の管理に要する経費でございます。

7ページの「小浜署管理事務」につきましては、小浜消防署、愛野分署及び雲仙分駐所

の管理に要する経費でございます。

8ページの「職員育成事務」につきましては、新規採用職員や勤務年数等に応じた職員の教育、資格取得等に要する経費でございます。

「予防運営事務」につきましては、火災予防のための普及啓発に要する経費でございます。

9ページの「警防運営事務」につきましては、救助隊装備品の整備や救助隊員の研修等に要する経費でございます。

10ページの「救急運営事務」につきましては、救急搬送業務や救命士育成等に要する経費でございます。

「通信指令運営事務」につきましては、通信機器のメンテナンスや通信費等に要する経費でございます。

11ページからは、4款1項2目 消防施設事務に係る予算でございます。予算額は、1億2,702万7千円で、前年度比1億4,629万5千円の減でございます。

「車両管理事務」につきましては、車両65台に係る維持管理及び車両の更新に要する経費でございます。前年度比1億5,127万3千円の減は、更新車両台数等の違いによるものでございます。

12ページの「資器材管理事務」につきましては、各種資器材の維持管理に要する経費でございます。

同じく、「施設管理事務」につきましては、消防庁舎の維持管理に要する経費でございます。

13ページの「通信指令管理事務」につきましては、通信指令装置、無線機器類等の維持管理に要する経費でございます。

14ページは、4款1項3目 建設事業費に係る予算でございます。

予算額は、1億5,003万円で、高来分署の新庁舎建設に係るものでございます。

15ページの5款1項1目 公債費につきましては、庁舎や車両の整備等に伴う起債の元利償還金でございます。

同じく6款1項1目 予備費につきましては、老朽化した消防施設の突発的な故障に対応できるよう1,000万円を計上しております。

最後に、議案第7号資料3について御説明申し上げます。

1ページは、過去10年間の不燃物搬入量、残渣処分量の推移を表にしたものでございます。

2ページは、不燃性廃棄物として搬入されたものの中から有価物として分別された金属くずを売却して得た収益額の推移でございます。

3ページは、令和5年度更新予定の高規格救急車の参考資料を掲載しております。

4 ページ、5 ページは新しく建設する高来分署に関する事業概要及び位置図でございます。

以上で、議案第7号についての説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（林田直記君）

これより議案第7号に対する質疑に入りますが、本案は歳入、歳出、その他「債務負担行為」から「組合経費の負担」に区分して行い、歳入は全般、歳出については款別に行い、質問については、同一議員につき款別ごとに3回までとなっておりますので、御了承を願います。質疑の際はページ数をお示してください。

まず、歳入全般に対する質疑に入ります。

第1款「分担金及び負担金」から第9款「組合債」まで、12ページから23ページまでであります。

○中野太陽議員

予算資料の22ページ、不燃性有価物の売却代4,500万円を予定をされてて、7号資料の3の2ページ有価物売却調で、おそらく参考にされてると思いますが、前回の決算の中でもかなり額が上がったという事だったのですが、令和3年の合計が9,300万円、4年度はまだ途中9月までで6,000万円という事なんですけど、歳入では4,500万円とかなり控えめになってるんですけど、これは何か考えがあるのかということと、その4,500万円は歳出なのか、基金に入るのかどのように使われるのかお答えください。

○事務局長（北島淳二君）

売却益の分になりますけど、昨年の決算の時にお話がありまして、昨年度まで予算額計上が3,000万円を計上しておりました。今回4,500万円に1,500万引き上げたところですけど、いくらが妥当かというのが、最近の世界情勢を見極めている中で、あまり大きく見込むのも厳しいというところがあり、当初5,000万円予定しておりましたが、4,500万円を計上いたしました。

その利益が出た分は基金へ充当することとしており、翌年度へ整備基金の方に歳出として繰り出すという方法で動いております。

○議長（林田直記君）

なければ、次に、歳出に対する質疑に入ります。

第1款「議会費」について、25ページであります。

(「なし」と言う者あり)

○議長（林田直記君）

なければ、次に、第2款「総務費」について、26ページから28ページまでであります。

(「なし」と言う者あり)

○議長（林田直記君）

なければ、次に、第3款「衛生費」について、29ページ、30ページであります。

(「なし」と言う者あり)

○議長（林田直記君）

なければ、次に、第4款「消防費」について、31ページから35ページまでであります。

○松本正則議員

消防運営費で、予算の概要の中で気になったところが、職員手当の減ということで4名減ですし、採用者についても去年は8人の装備用品を今年度は6人となっていることで、ちょっと減っているのかという思いがしたものですから、問題は5年度に人数についてどうしようかという議論をするというところですが、約10年間定年退職者がいないという事で今がベターだと思うんですが、いつごろを目途に職員の定数的な事を考えているのかお伺いします。

○消防長（城下和美君）

まず、我々が採用されてから8年間採用がありませんでした。年齢は7歳違います。数年前から定年退職者がいない間、職員の採用をどうするかという議論をしてきました。今再任用職員を13人残しております。その再任用職員が65歳で減っていくので、2、3人ずつ採用できる計画でいたのと、今回の一般質問にもありますけれども、今の状況からいけば職員が足りない。やはり定年退職者がいない時、退職手当もいらぬ時に、定期的に8人くらい採用して、7年間を埋めていけば良い人員配置になるのかなと考えております。

○松本正則議員

5年度に業務の内容とか協議をしながら決めていくという事だったので、今年度いっぱいまでに人数についてまとめられるのか、お願いします。

○事務局長（北島淳二君）

御心配いただき、誠にありがとうございます。昨年から議員さんの方から御提案をいただいて検討しているところで、来年のこの議会で定数が改正できるよう進めていきたいと事務レベルで考えていますので、早めに内容について3市と一緒に協議を進めて行きたいと思っています。

○議長（林田直記君）

他になければ、次に、第5款「公債費」について、36ページ、37ページであります。

（「なし」と言う者あり）

○議長（林田直記君）

なければ、次に、第2条「債務負担行為」、第3条「地方債」、第4条「一時借入金」、第5条「組合経費の負担」について、1ページであります。

（「なし」と言う者あり）

○議長（林田直記君）

なければ、これをもって質疑を終結し、討論に入ります。

（「なし」と言う者あり）

○議長（林田直記君）

なければ、これをもって討論を終結し、採決いたします。

議案第7号「令和5年度県央地域広域市町村圏組合一般会計予算」は、原案どおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（林田直記君）

異議ありませんので、議案第7号は、原案どおり可決されました。

○議長（林田直記君）

次に、日程第10 議員提出議案第1号「県央地域広域市町村圏組合議会の個人情報の保護に関する条例」を議題といたします。

提案理由について、提出者の説明を求めます。

○田川伸隆議員

議員提出議案第1号「県央地域広域市町村圏組合議会の個人情報の保護に関する条例」について、県央地域広域市町村圏組合の議会会議規則第2条で準用する、諫早市議会会議規則第14条により提案いたします。

提出者は、私、田川 伸隆、賛同者は、山北 正久 議員、中野 太陽 議員、福田 美子 議員、松尾 祥秀 議員、佐藤 義隆 議員、以上、議会運営委員会の全委員による提案であります

それでは、提案理由を御説明いたします。

社会全体のデジタル化に対応した「個人情報保護」と「データ流通」の両立が要請される中、個人情報の保護に関する法律が改正され、令和5年4月から、民間事業者・行政機関・独立行政法人等の「個人情報の保護に関する法律」が一本化されるとともに、地方公共団体の個人情報保護制度についても、改正後の「個人情報の保護に関する法律」による全国的な共通ルールが適用されることになりました。

このことにより、組合の執行機関には改正後の「個人情報の保護に関する法律」が直接適用されますが、組合議会は法の適用外となることから、組合議会が保有する個人情報の適正な取扱いに関し、必要な事項を定め、個人の権利利益を保護することを目的とした本条例を制定しようとするものであります。

なお、条例の施行は令和5年4月1日とするものであります。

以上で提案理由の説明を終わります。

議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（林田直記君）

これより、議員提出議案第1号に対する質疑に入ります。

（「なし」と言う者あり）

○議長（林田直記君）

なければ、これをもって質疑を終結し、し討論に入ります。

（「なし」と言う者あり）

○議長（林田直記君）

なければ、これをもって討論を終結し、採決いたします。

議員提出議案第1号「県央地域広域市町村圏議会の個人情報の保護に関する条例」は、原案どおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（林田直記君）

異議ありませんので、議員提出議案第1号は、原案どおり可決されました。ここで会議を保留し、しばらく休憩いたします。

午後3時10分 休憩

午後3時25分 開会

○議長（林田直記君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第11「組合行政に対する一般質問」に入ります。

この際、議長からお願いいたします。発言時間につきましては、申し合わせにより、1人につき、答弁を除き20分以内としておりますのでよろしく願います。

なお、答弁につきましては、質問の趣旨を良くとらえ、簡明、的確に答弁をお願いします。

それでは、1番 岩竹洋一議員。

○岩竹洋一議員

皆さんこんにちは、諫早市議会公明党の岩竹です。それでは通告に従い、議長の許可を得ましたので、今回も質問させていただきます。何卒よろしく願います。

まず大項目1番より、県央消防本部の転院搬送の救急件数について問いたいと思います。

この質問に至った経緯から述べますが、私の前職消防ということで、軽症の時に救急車を呼ぼうか迷っているうちに重症になってしまい救急車を呼んだものの命を落とすケース

があったことから発します。

テレビ等で、「タクシー代わりに救急車を呼ぶのは良くない」といったニュアンスの報道があつているようですが、どうも舌足らずの報道で、意味を取り違えられることがあります。

やはり軽症の場合も迷った場合は、119番通報をすることが必要と思います。本当に軽症なのかどうかは、救急の資格を持った119番通報を受ける側が的確な判断を下します。

また、頭痛や腹痛で軽症と思い、救急車を呼ぶことをためらううちに、急速に重症化するケースもあります。

救急車のタクシー利用というのは、実は一般市民が救急車を呼ぶ事案だけではなく、病院間の転院搬送も当てはまります。この病院間の転院搬送を抑制する通知も国から発令されています。平成28年3月31日付けで、消防側と医療機関側から連名で、「転院搬送における救急車の適正利用の推進について」というものです。

通知が出された時分には、コロナは発生していませんでしたが、現在はコロナ禍にインフルエンザの流行と相まって救急隊の負担は大変なものと感じます。

ここでまた本題に戻りますが、県央消防本部の転院搬送の救急件数の推移と全体の救急件数に対する割合、そして今後の留意点について問います。

○消防長（城下和美君）

まず、県央消防本部管内における救急統計と転院搬送の割合について御説明申し上げます。

当本部において、令和4年の救急出場件数は1万2,247件で過去最多を更新しております。

出場件数の多い事故種別としましては、急病が7,707件で最も多く、全体の約60%を占めております。

転院搬送につきましては1,687件で全体の約14%を占め、令和4年は一般負傷に次ぐ3番目に多い件数でありました。一昨年までは7年連続で2番目に多く推移してございましたけれども、過去8年間の割合は、全体の約16%となっております。

全国の救急統計では、転院搬送が占める割合は平均約8%ですので、県央消防本部管内での転院搬送割合は、全国の約2倍の状況です。

次に、転院搬送に関する今後の留意点とのことですが、転院搬送割合が高い県央管内では、時として転院搬送が輻輳することもあり、長時間に渡り救急車不在時間が発生する場合があります。

救急車不在時間が長くなると、管内の救急業務機能が低下し、緊急に対応すべき事案に

において市民に不利益が生じる懸念があります。

このような状況から、転院搬送のルール作りが必要であると感じております。

平成28年に国の通知文で、転院搬送ガイドライン策定については、「関係者間の合意の下、地域の実情を踏まえたものとする。」となっており、この要件が、「緊急処置が必要であるか、高度医療が必要か、医療機関が所有する搬送車また、民間患者搬送事業者また、他の搬送手段が活用できない」時に転院搬送という事でしたけれども、そこで県央消防本部ははっきりとしたガイドラインは作っておりません。平成24年小浜消防署管内で救急件数の20%が転院搬送を占めました。小浜署管内には、小浜消防署と愛野分署にしか救急車はいません。まず、医師会にこの2台が出払った時には、待てる救急、例えば即緊急性があれば、飯盛分署、諫早消防署、高来分署から出場しますが、「小浜救急車が帰るまで待てますか？」とお願いに行きました。その後100件減になりました。今現在小浜署管内では、転院搬送は約13%で推移しております。

岩竹議員が言われた、救急告示病院間の救急搬送も40%を占めておりますので、3年ぐらい前に私がやろうと思ったのは、再任用の13人の内7人が救急救命士で、その方を転院搬送で活用しようと、病院から病院でするのでそこで活用しようという計画はあったんですけど、人員配置とコロナの関係で計画倒れというところであります。

限られた医療資源を有効に活用し、市民サービスの低下に繋がらないようにするためにも、「転院搬送時における救急車の適正利用」について、各関係機関と検討を重ねて参りたいと思います。

○岩竹洋一議員

答弁ありがとうございます。

国の平均の約2倍の比率で転院搬送を行っていることは驚きの事実ですし、将来的には改善しないといけないことと思います。私も調べたんですけど、これは大都市圏なんですけど、福岡市あたりはルールを作って、緊急性がない場合は転院搬送できないような書類とか作っているみたいなんですけど、これはルールを決めるには、県のMCという会議で方針が決まらない限り、県央消防本部単独では動けません。また、福岡の件を話しましたが、大都市圏には搬送だけの民間のタクシーもありますし、一概にですね県央消防本部が2倍あるから絶対どうにかしなくてはいけないというのはないと思うんですけど、本当に困っている人を助けるためには何らかの措置は必要じゃないかと思います。

提案としてはですね、先程消防長も言われましたけど、指令室の方が例えば、時間指定の転院搬送については、緊急性がなければ時間をずらしたり、はっきり言えるように医療機関への説明するとかですね。

あとは、コロナとインフルエンザもありますので救急隊の増隊とか、やられているとは

と思いますが、3交替制は柔軟措置ができますので、予備救急車を活用していけないかと思
います。

どちらにしても、消防職員の増員は避けて通れない部分もありますが、救急搬送件数が
増加の一途をたどっておりますし、3市長もおられますが、御理解を頂きたいと思
います。

次に2番目の質問に入ります。

PA連携と書いたんですが、Pとはポンプ車の頭文字のスペル、Aとは救急車、アンピ
ュランスの頭文字から来ています。PA連携の現状と拡大についてですが、答弁を求める
前に私の方から少し説明をいたしたいと思
います。「119番通報したのに、最初に消防
車が来た何で」、このことは最近メディアでも取り上げられています。救急車が出払って
到着が遅れると判断した場合はAEDとかを積んだポンプ車がまず先行して傷病者の家
に行くというのが全国的に取り組まれている。県央管内で取り組まれていると思うん
ですけど、ただ全域には及んでいないと、人員の関係もあると思うんですけど。まず、
ポンプ車が行ってその後到着する救急車に引き継ぐと、重篤な傷病者の手当てをする
といった取り組みなんですけど、ここで質問に入りますが、県央消防本部におけるPA
連携の現状と、今後の拡大に向けての取り組みについて問います。

○消防長（城下和美君）

PA連携、いわゆる消防隊と救急隊の連携について御説明いたします。

救急隊員のみでは対応が困難な事案に対応するため、救急車に加えてポンプ車などの消
防車を同時に出場させ、救急隊と消防隊とが連携した救急活動を行うものです。

心肺機能が停止した傷病者に対して多くの救急資器材を必要とする高度な救命処置を行
う場合や、階段・通路などが狭いために傷病者の搬送が難しい場合など、消防隊が救急現
場に駆け付け、救急隊と連携して救急活動を迅速かつ確実に
行う活動をより充実させることを目的としております。

支援出場する消防隊には、救急処置に必要な酸素吸入器や人工呼吸器などの救急資器材
が積載されており、また、救急資格者が乗車することから、消防隊による救護処置はもち
ろんのこと、心肺停止状態の傷病者に対する救命処置も可能です。

こうした消防隊の救護能力を活かした連携活動により、傷病者の救出・救護処置がこれ
まで以上に素早く、確実に
行われることとなります。

また、この方式を導入することにより、例えば直近の消防署の救急車が出場してしまっ
た場合でも、他署の救急車が到着するまでの間に、消防隊が先に到着して心肺蘇生処置等
を行うことができるため、到着時間の短縮や救命率の向上など、市民生活の安全とサー
ビスの向上を図ることができます。

次に出場基準について御説明いたします。

心肺停止状態など緊急度が高い症例や中高層建物で傷病者が4階以上にいる場合、あるいは主要道路上での交通事故などに出場しております。

出場基準については、各署の実情に応じて若干の相違がございますが、通報内容や当務責任者の判断で対応しております。

出場範囲については、原則、本署の消防車両が出場しますので、概ね3km圏内を目途に範囲を決めております。

分署におきましては、西諫早分署が平日のみ17時15分まで支援出場を行っておりますが、これは平日17時15分まで再任用者が勤務しており5名体制であるためでございます。また、小浜消防署雲仙分駐所におきましては、小浜消防署から遠隔地であることから積極的に消防隊による支援活動を行っております。

御説明しましたように、支援出場については出場基準に則り運用しておりますが、現状では、本署からの遠隔地や分署管内など、全区域をカバーできてはおりません。

出場区域の拡大に向けては、地域での発生件数や状況を考慮し、柔軟に対応して参りたいと考えております。

○岩竹洋一議員

答弁ありがとうございました。

最初の質問と結論は一緒になりますが、いずれにしても、P A連携の拡大のためには消防職員の増員が必要かと思えます。

また、P A連携の拡大は市民の命を守るために様々な利点があります。

ドクターピックアップ、救急隊が手当てを行っている傷病者宅へ、ドクターヘリのドクターをポンプ車で搬送。

散水によるランデブーポイントの拡大、救急業務の補助、救急隊の手当て中に救急車の方向転換等をポンプ隊員が変わりに行える、関連機関との傷病者情報の素早い連携等他にも様々な利点がありますが、市民の生命を守るためにも、どうかP A連携の拡大に向けての取り組みを何卒よろしくお願いいたします。

最後に、県央消防本部は3交替制という事もありまして、先進的な勤務体系と思っております。各種災害に柔軟に対応できる体制じゃないかと思っております。過去諫早市長田町で特急列車の転覆事故が起きた時も非番員が駆けつけて良い対応ができたと聞いていますし、これは3交替制の利点ですし、3交替制を継続してほしいと思っております。今後も人員増についても考えているということですので、前向きに進めて頂ければと思います。

以上で私の質問を終わります。

○議長（林田直記君）

次に、7番 中野太陽議員。

○中野太陽議員

諫早市議会の中野太陽です。よろしく申し上げます。大きく3点質疑をいたします。まず、1番目ドローンについてです。ドローンの使用をする際現場等々で必要な人員は、一般的なシミュレーションでどれくらい必要なのかお答えください。

○消防長（城下和美君）

中野議員の質問にお答えします。ドローンを運航する際は、県央消防本部無人航空機運航管理要綱に基づき、運航責任者、操縦者、監視員の3名構成を基本としています。

現在、公費での資格取得者は4名で、消防本部と各署に1名ずつ配置し運用しており、令和4年9月1日の運航開始から、火災現場における情報収集、火災原因調査等に14件の運航実績があります。

今後の養成についてですが、毎年度3名程度に講習を受講させるとともに、個人での資格取得者の中から操縦者を認定することも視野に入れ、操縦者の拡充に努めていきたいと思っております。

資格取得につきましては、欠格事由として、男女についての定めはありませんので、女性職員の操縦者の養成にも取り組んで参ります。

○中野太陽議員

私が気になったのは、希望する方にはどんどん取ってもらえないのかなと、男性も女性も含めてなんですけども、当然実働部隊のところは優先にはなってくると思うんですけども、数が多ければ多いほど、これに関しては1回の出動で3名が基本という事であれば、3名が出払って次の所となった時には動けない、という状況になりますので、是非この部分は男女問わず手を挙げた方には優先をしてもらえないかなと思っておりますけどいかがでしょうか。

○消防長（城下和美君）

今御指摘のとおり、公費で資格取得者ではないと使えないという事ではないです。まずは、しっかりした研修を受けた職員を作って、その後は各署で養成していく計画です。

○中野太陽議員

分かりました。2番に移ります。

前段に管理者の御挨拶の中で、火災の状況が増えているという事で、火災の主な原因に關しても、その他の火災が20件ということで、詳細も含めて、(1)火災の主な出火原因など、件数もあると思いますが、大まかな説明を頂ければと思います。

○消防長（城下和美君）

令和4年中の火災件数は95件で前年比24件の増加となりました。

火災による死者数は8人で前年比6人増加し、負傷者数についても13人と4人増加しました。死者数の8人は、県央消防本部発足以来、平成18年の14人、昭和58年の9人に次ぐ3番目の多さとなりました。

亡くなられた8人はいずれも65歳以上の高齢者となっており、そのうち住宅火災による逃げ遅れ等で、6人の方が亡くなられております。

火災の種別で前年と比較して特徴的だったのが、枯草等の焼却行為から拡大した「その他の火災」が20件増加し44件、また「建物火災」は3件の増で42件であったものの、焼損程度別にみると全焼火災が20件と、前年と比較し9件増加しました。

火災の主な原因につきましては、1番目が、たき火で31件、2番目が電気機器と火入れで5件、3番目がこんろと、排気管で4件の順となっています。

○中野太陽議員

その中で(2)になりますが、火災が発生した世帯の年齢層、亡くなられた方は全員65歳以上という事だったんですが、火災が発生した世帯の年齢層に高齢化が関連しているか何か情報としてはございますでしょうか。

○消防長（城下和美君）

建物火災において高齢者の方が関係する事案についてお答えします。

昨年の火災件数95件の内、建物火災が42件となっており、建物火災の出火原因に高齢者（65歳以上）の方が関わったと考えられる事案は19件でその割合は45.2%と過去5年間をみても高い水準となります。

また、建物火災に限らず「その他の火災」、「車両火災」などを含めた全火災件数、95件に占める高齢者の割合は48.4%と高くなっております。

このような状況から、高齢化が進むと一人暮らしの世帯も増加し在宅のケースが増え、火気を取り扱うケースも多くなり、万が一火災が発生した際に初期消火、通報、避難といった行動が遅れ被害が拡大することが懸念され、高齢化社会は火災発生件数の増加、死傷者数の増加にも関係があるものと考えます。

○中野太陽議員

先日新聞にパロマですかね、ガスこんろの調査で、昔の着火式は回していたのが、今はプッシュで出来る。高齢者の方によく見られるのが、小型犬とかを飼われてる中で、着火式の所に犬が手を伸ばして火が着いたという件が今出てきていると、パロマの方から気を付けましょうというのが出ています。(3)番にいきますが、火災予防、高齢者が増えれば火災件数も増えるかもしれない、亡くなられる方も増えるかもしれないとなれば、非常に出勤回数増に繋がってくると、一番いいのは火災が一件も起きないことだと思うんですよ。まず、そこの部分でお尋ねしたいのが、今後周知活動ですね、先程の飼い犬の件もあるとは思いますが、いろんな意味で高齢者の方にスポットを当てたような、火災予防というような事が必要になってくるのではないかと思いますけど、今後の周知活動についてお答えください。

○消防長(城下和美君)

まず、火災予防ですが高齢者に限らず、生活習慣の四点を話しております。「寝たばこをしない」、「ストーブの周りに燃えやすい物を置かない」、「たこ足配線をしない」、「こんろを使うときは火のそばを離れない」これは高齢者の方も皆さん分かっている事があります。ただ、去年の建物火災で6人亡くなった方の時間を調べたましたら、ほとんど昼間の2時から5時までの間でした。過去は、就寝時間に火災に気づかず逃げ遅れた事案が多くて、住宅用火災警報器を付けましょうと、普及しました。

昼間亡くなった事案を検証しても、夕方の火事の時は、調理中にその場を離れてちょっと広がっていましたが、ほとんどぼやで終わっていました。在宅中に昼間であって、逃げ遅れたという事で、ストーブであったり、全焼で本人さんもいらっしゃらないので、放火とか、油は考えられない。たばこも習慣であるのか、電気はどうだったのかという事を常に検証しても、家族の方に聞いたら、認知症が始まっているとか、体に不自由があるとか、ほとんどリビングで亡くなっている方、一人は玄関まで逃げた経緯があるという方もいらっしゃいました。ですから高齢者だから、これに注意しましょうというのは、難しいところがあります。最後にあった火災は西諫早でしたけれども、常に娘さんが部屋にカメラを付けられて、定期的にスマホで見られてたんですけど燃えて亡くなったという経緯がありまして、こういった事案も検証しているんですが、やはり一人暮らしですので、消防としてはこれが絶対とは難しいところがあると思います。

○中野太陽議員

実態を聞いて、そんな事実があるんだと理解できます。ただ周知活動というのは、絶対に続けられない事だと思いますので、その時その時にあった適切な方法や、やり方

があると思いますので、是非その辺も調べて頂いて、続けていただきたいと思います。

最後に、職員の定数についてです。我々の諫早市議会でも一般質問で取り上げられ、先程も松本議員の方から質問があったように、非常に関心が高いと言いますか、今一番定数を増やすべきではないかという声が、多く出ております。定員について（１）ですが、消防職員の定数の現状の根拠ですね、何か理由で現状の人数になっているのか伺います。

○消防長（城下和美君）

消防職員の定数の根拠についてお答えします。

消防組織法第11条第2項に「消防職員の定員は条例で定める」と定められており、「県央地域広域市町村圏組合職員定数条例」第2条により、消防機関の職員257人が現在の県央消防本部職員定数となっております。現在の職員数については、253人であります。

この定数についてですが、昭和47年4月の県央消防本部発足時の条例定数は160名でありました。この定数については、昭和46年第3回組合議会定例会の議事録では、基準財政需要額の範囲内でまかなうため、最小限度の定数としたとあります。この時が、国の基準の47%であります。

その後、西諫早分署の建設、はしご車、化学車の車両整備、通信指令一元化に伴う通信指令センター運用開始等で条例定数改正を重ね、平成7年4月1日に231人に定め、平成27年4月1日に久原分署開署に伴い条例定数を257人に改正して現在に至っております。

○中野太陽議員

お話の中であった、基準財政の関係での最小限度という事で、47%となっております。今、標準団体行政規模でいくと、349人だと思います。ですので、条例定数で比べると約70%前後なのかなと、非常に最小最低限の人員配置というふうに、私は聞こえるんですよね。そういった意味で今後、専門的な部分、多様性、そして自然災害の増が予測されると、これは管理者の説明の中にもございました。そういった中で自然災害なども含めた中でやはり、職員数というのが今足りてないというのが、私達議会の中でも出ているんですけども、消防本部の中でも同じような御意見が出ているんじゃないかなと、それに対して今検討を重ねているところだと思いますけども、現状認識として、どのような考えでしょうか伺います。

○消防長（城下和美君）

消防職員の定数について算定基準となるものが、基準財政需要額によるものと、消防力の整備指針に基づくものがございます。

基準財政需要額による算定基準は、人口10万人あたりの標準団体における消防職員数134人を基準とし、県央消防本部管内の人口で算定すると消防職員数は349人となり、定数257人での充足率をみると県内で最も低い73.64%となります。

消防力の整備指針につきましては、近年の消防を取り巻く社会情勢、環境の変化に的確に対応できる消防体制を整備するために、各地域の実情を考慮した算定基準で、令和4年度の調査によると県央消防本部の職員数は402人となり現職員数253人の割合は62.9%と低い水準となります。

職員配置の現状ですが、各分署においては救急隊が出場すると1名で各種災害に出場しております。昨年は夜中に、多良見町木床でも1人で火災現場に出場しております。特に小浜署においては救急車2台運用を行っておりますが、救急車が2台出場したら1人残りますので、休みの職員の招集が必要な状況であります。今年度でいきますと80件、延べ100人余りの職員を招集しております。

私が思う想定外、東日本大震災の様な想定外を想定している訳ではなくて、想定内のことで事案に対応出来ていないという事が実情です。

雲仙市長もいらっしゃいますけど、雲仙市の瑞穂町と国見町は島原広域です。そこには北分署があります。人口は14,339人です。その隣の県央消防本部、雲仙市の吾妻町と愛野町を管轄して愛野分署があります。人口が12,200人です。北分署の職員が16人、愛野分署職員が12人です。北分署は1当務5、6人勤務しますが、愛野分署は4人です。救急件数が北分署は700件、火災件数が10件。愛野分署が救急件数865件、火災件数8件になります。もうそろそろ事案に対する対応力としては、危機のところまできていると私は思います。

○中野太陽議員

今のを聞くと急いで、この定数の改正、条例で定めるとのことですので、条例で急いで改正すべきではないかと思いますが、市議会とかでその質問をすると、まずは県央組合で考え方を整理しようと、そして構成市の大村、諫早、雲仙で課題解決に向けて協議をしたいと。まだ何度かステップがあるんですよ。これで急いで出来るのか、今お話を聞いて私は非常に危機感を持ちます。多良見の話しが出ましたけれども、1人で来られた時、住民から相当非難を受けているんですよ。「何で1人なの。」、「早く来とけば、1棟の火災若しくは全焼にならずに済んだかもしれないのが、3棟ですよ。」、「これは何処に責任があるのか」と言われた時に、非常に私その時に、他の火災も西諫早の山川町の方では3軒、全焼が1軒。その後真崎町の方では全焼1軒の5軒ですよ。全部燃え移っているんですよ。そういった形でいくと消防隊員の気苦労というか、肉体的にそうなんですけど精神的なところも非常に苦しい状態ではないのかな、これは急いで変えていってほしいと思

いますし、今の消防長のお話でいくと、どこがストッパーになっているのかというのが、私は非常に疑問に思うんですよ。急いでこれはしないといけないと、という立場でいくのであれば、事務局長をはじめ、事務方の方と、諫早市、大村市、雲仙市の方と協議も急いでやってほしいと思うんですけれども、事務局長どう思われますか。

○事務局長（北島淳二君）

現在組合、3市で協議を進めているところです。人数を増やすというのは確定しております。一回でするのか、段階的であるのかを含めて早急に詰められる分については詰めて、場合によっては、定数を数年単位かけて条例を改正していくというのもあるかと思えますので、まず、必要な部分等を含めて3市と協議をしてできるだけ早く、条例改正を図っていきたいと思っております。

○中野太陽議員

急いでやると、再任用の話も出てましたよね。OBの方を活用するという話も出てたと思います。ただ、来年の2月の議会に出したいというふうなお話だっと思うんですけど、それで間に合うのかというのが、我々が心配しているところなんです。臨時議会を開いてもいいんじゃないかと、という思いで私達議会はおりますのでそのところを考えて頂きたいと思います。

○議長（林田直記君）

次に、8番 山北正久議員。

○山北正久議員

皆様お疲れ様でございます。大村市議会に所属いたしております、議席番号8番の山北正久でございます。今回の2月定例組合議会をもって任期満了となりますが、事前通告いたしております3項目の質問事項につきまして、順次質問させていただきますが、質問時間がわずか20分と限られた時間でございますので、消防長をはじめとする関係者の答弁は、わかりやすく簡潔にお願いをするものであります。それでは質問に入らせていただきます。

質問事項（1）救急運営事務と搬送業務について質問いたします。

近年になりまして、年毎に救急搬送業務を取り巻く環境は国民の様々なニーズ、つまり利用者たる国民の複雑多岐にわたる、数多くの問題がマスコミをはじめとする報道機関で、クローズアップされておりますことから、総務省消防庁は全国の自治体を通じて救急搬送業務に支障がないように、対策を講じているようでありますことから、県央消防本部管内

の実態を聞こうと思いましたが先程数字が出ましたので割愛いたします。

去る1月27日（金）の新聞報道に救急隊員の負担軽減を、出動増で消防庁要請とのタイトルで、総務省消防庁は、適切な労務管理を通じて救急隊員の負担軽減を求める通知を全国の消防に出したとしている。新型コロナウイルス感染拡大で救急出動件数が増え、過労に伴う居眠りが原因とみられる救急車の横転事故発生も踏まえた対応とし、出動回数や走行距離を基に負担が一部の隊員に隔たらないよう配備を要請。再任用職員の活用や、救急出動が続く場合は住民の理解を得て、コンビニや病院で食事休憩を促しているとのことでもあります。この点を考えます時に前回の議会で指摘をいたしましたように、救急隊員の定員不足から過度な労働が強いられておられることが、その最大の要因であろうと考えるものでありますことから、県央地区3市の管理者である市長さん方には、スクラムを組んで定員増に取り組んで頂きますよう改めてお願いいたし、そして今、定数の問題がありました。これは急いでやらないといけない。そういうものを踏まえながら、消防長の見解をお伺いするものであります。

○消防長（城下和美君）

救急隊の労務管理について御説明いたします。

山北議員の質問にあったように、東京消防庁で12月29日に救急車が国道上で中央分離帯に衝突し横転する交通事故が発生しました。

数字でいきますと、東京消防庁の救急件数は、令和3年は年間872,101件、1日に2,389件を処理しております。救急車の台数も270台です。

事故の背景には、救急業務の逼迫で長時間労働ならざるを得ないという状況があったと言われております。

県央消防本部管内において令和元年から令和4年までを調査したところ、県央消防本部管内での1日の最多出場件数は64件です。しかし、今年はまだ1月なんですけども、67件で記録を更新しております。救急隊別では西諫早救急隊が1日で15件出場しております。延べ出場時間は15時間を超える日がありました。

東京消防庁の1件にかかる救急の時間がだいたい2時間と言われていますけれども、県央消防本部はだいたい70分です。

労務管理につきましては、出場が連続した場合や長時間・長距離出場となった場合の疲労度等を考慮し、本署では救急隊員の入れ替え、分署においては機関員の交代を当務責任者の判断で実施しております。

先程、県央消防本部の平均で1件に70分とあるんですけど、ここが広域消防で大村市には救急車が3台あります。医療機関も充実です。だいたい40分で終わります。しかし小浜消防署になりますと、1件の救急で病院に着くまで50分はかかります。ですから、

救急件数だけでなく、実情にあった配置をすることを私は考えています。先程も小浜消防署の話しをしましたが、小浜消防署の署長は単身赴任で着いております。ですから夜中に救急車2台出た時には、彼の指示により職員に招集をかけて体制をとっている実情がありますので、やはり小浜消防署の方が救急件数は少ないですけれども、長時間長距離出場の体に対する懸念は考えております。

○山北正久議員

3市の議会から代表して来ていますが、持ち帰っていただいてしっかり検討をしなくてはいけない。ましてや、条例定数が257人、これ自体が時代遅れです。消防長の話しでは本来なら402人なのに、早急に内部検討して3市長にも諮ってください。

質問事項(2)、県央消防本部管内の自主防災組織と消防団の連携等について質問いたします。

細目①、全国的にも市町村の各地域の存在する各種自主防災組織と消防団の連携は、現在社会におきまして極めて重要性があると言われております。特に近年の日本列島は予測できないような各種災害等が全国各地で頻発しておりますことからお互い顔の見える関係づくりの構築が叫ばれております。

そこで、総務省消防庁は消防団・自主防災組織等連携促進支援事業を令和2年度に創設し、その手順として全国の都道府県・市町村からの提案を受け、先進的な取り組みを委託事業として採択し、委託調査事業の実施後、取り組みの成果を検証し、消防庁に報告するという手順であります。その事例として、①感染症対策を踏まえた避難所運営の合同訓練の事例。②地域防災の担い手を育成するために少年消防クラブを設立した事例。③女性を対象とした防災教育の実施と、外国人のための防災セミナーを行った事例。④地域主導の避難所運営体制を構築するために、学校単位の自主防災組織を設立したモデル等々がその代表的な事例として紹介されております。

以上、本管内におきましての今日に至る間での実績は如何なものか、また、今後の方向性についてお伺いいたします。

○消防長（城下和美君）

自主防災組織と消防団の連携について御説明いたします。

自主防災組織は、自治会、町内会、婦人会など地域活動の組織を活かして「自分たちの地域は自分たちで守る」という自覚、連帯感に基づき、自主的に結成され、火災予防啓発をはじめ、救命講習会や防災訓練など様々な活動に取り組んでいただいております。

大きな災害ほど行政の対応は遅れます。特に高齢者など要支援者は情報を取るのが困難です。特にこのような方たちを災害から守るためには、地域に身近な存在である、消防団

や自主防災組織の活動は非常に大きいものと考えております。

次に管内の各種「防火クラブ」の結成状況について御説明いたします。

令和4年度現在、幼年消防クラブ数113団体、9,851人、少年消防クラブ数25団体、650人、女性防火クラブ数119団体、11,023人となっております。

各防火クラブの活動状況についてですが、現在新型コロナウイルスの影響により、主な活動が出来ておりませんので、コロナ禍前の実績で御説明します。

幼年消防クラブにつきましては、各消防署主催のちびっ子防火大会への参加、秋・春火災予防週間中の法被通園等を実施しております。

少年消防クラブにつきましては、諫早市少年消防クラブ杯サッカー大会、大村市防火少年剣道大会、長崎県消防学校の少年消防クラブ研修課程への入校等を行っております。

女性防火クラブにつきましては、各市役員研修会、長崎市民防火のつどい、各市出初式及び防災訓練への参加、長崎県消防学校の女性防火クラブ研修課程への入校等を行っております。

以上、各防火クラブの活動により、火災予防についての普及啓発を行っているところですが、今後も積極的に構成各市の担当部局とも連携し火災予防の普及啓発に取り組んでまいります。

先程、避難所開設の話がありましたけれども、女性防火クラブと避難所開設運営についての勉強会とか訓練は私どもは行っていません。しかし、防火の集いや、女性防火クラブに話をするのは、男性は荷物を運ぶ役、やはりデリケートなところがありまして、女性をいかに活用して、どういうふうな役割をやって、どういう配置をここに置くか重要だと考えています。

○山北正久議員

地域における消防防災体制がですね、県央地区でもなされているということで、了解をいたしました。特に女性防火クラブというのは、全国で活躍されておられます。全国の会員団体は近々で8,035団体、会員数は約120万人で、全国女性防火クラブの集いを盛んにやっておられるということで、そこでですね、先程火災の問題が出ておりましたけれども、火災の防止のためには、本管内の住宅用火災報知器の設置状況と普及・啓発の状況について教えて頂ければと思います。

○消防長（城下和美君）

住宅用火災警報器の設置状況について御回答いたします。

最新の令和3年度における住宅用火災警報器の設置率につきましては全国84%、長崎県77.4%、県央76%となっております。

○山北正久議員

県央地区で76%ということですね。わかりました。

次にまいります。質問事項（3）になりますけども、ジュニア救命士の養成について質問いたします。

これはですね、私が、数年前に大村市の市政一般質問で取り上げた内容ですけれども、やっぱり消防本部あたりが関わってもらえないとできない問題でありまして、あえて今回質問として取り上げております。

小学校5・6年生を対象としたジュニア救命士の講習会が全国の小学校で広がりを見せているようであります。その最大の理由は、近年、日本国内で心筋梗塞や心筋症などで発作を起こし突然死する人は年間約7万人で、1日当たり200人が心臓突然死している計算になります。その場所は自宅が最も多く職場や学校・道路上等様々な場所で発生しており、偶然にもその場所に居合わせた人の適切な救命活動により、救える命があるということから、命の大切さや救命方法の重要性を幼・少年期から根付かせて、救命率の向上を図ることを目的に、先進自治体におきましてはジュニア救命士制度を導入し、小学校の授業の一環として1時限、45分に合わせたカリキュラムで、簡易的な心肺蘇生訓練用キットを1人1台ずつ使い、心臓マッサージやAEDの使い方など、応急手当の方法等の実技訓練を含めて実施いたし、この訓練を修了した児童生徒にはジュニア救命士入門認定証やジュニア救急隊員認定証等、自治体独自の認定証を交付しており、ジュニア救命士養成講座は広がりを見せておりますことから、本管内での取組み状況について如何なものかということと、教育委員会との連携が不可欠でありますからその辺も含めて実例があればご紹介いただきたいと思っております。

○消防長（城下和美君）

「ジュニア救命士」の養成について御説明いたします。

長崎県内では佐世保市消防局のみ取り組み事例がございますが、現在は、コロナ禍によりここ数年は案内を控えている状況とのことでした。

県央消防本部においては、現在、ジュニア救命士という制度はありませんが、救命入門コース、普通救命講習会を定期的実施しており、学校単位または、ボーイスカウトを対象として実施しておりまして、過去5年間で小学生対象として16回701名が受講しております。

やはり、ジュニア救命士ということで関心を持つことが一番と思っております。関心を持てば次に普通救命講習とか上級救命講習に繋がっていくことも期待されますし、そして子供の関心を引くことが父兄の方へも応急手当の普及に繋がっていくものと考えております。最後はですね、救命率向上の一定の効果をもたらす制度とは思っております。

○山北正久議員

これは今言われたように、これまで利用ストップというところも結構あるのは承知をしております。長崎県では佐世保市の事例がありましたけれども、消防長あとは後輩に託して、県央はですね、県央消防本部はね、ひとつ長崎県の事例を作るように指導をお願いします。今日の新聞に、コロナの影響救急搬送照会と、救急問題が問題になってきていますから、こういうふうなジュニア救命士を育成するということは、あなた方の職業に憧れて勉強する子供達も増えてくるということ。それと併せてですね、これは教育委員会が非常に私は問題だと思っているんですが、こういうものに一つも積極的でない。そういう事も含めながら、県下の市町村でも少しずつ広めていかないと、と考えていますが、特に離島関係もある訳ですから、そういうことを考えればですね、3市の市長さんいらっしゃいますけど、どうぞこの点についてはですね、是非、力を入れて頂いて、子供達の育成に繋がっていただきたいと要望いたしまして、一般質問を終わりたいと思います。

○議長（林田直記君）

これをもって「組合行政に対する一般質問」を終結いたします。

以上をもちまして、今期定例会に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。

今期定例会において議決されました案件につきましては、その条項、字句、数字、その他整理を要するものがありました場合、その整理を議長に委任されたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（林田直記君）

異議ありませんので、これらの整理を要するものにつきましては、議長に委任することに決定いたしました。

これをもって、令和5年第1回県央地域広域市町村圏組合議会定例会を閉会いたします。大変お疲れ様でした。

午後4時23分 閉会

以上、会議録を調製し署名する。

県央地域広域市町村圏組合議会

議

長

林田直記

会議録署名議員

佐藤義隆

会議録署名議員

和尾文昭
